

自治基本条例をつくる会 会議概要

第64回会議	
開催日時	平成21年9月16日（水）18：30～20：30
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	11名 岩崎秀司、岩本信子、岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、草田和枝、酒井敏正、杉本保喜、徳重洋子、林 芳久、弓取康英、
事務局	副市長、企画課（主幹）
協議概要	1 第63回の会議概要について → 承認。 2 協議事項 * 自治基本条例原案について協議 （参考資料の伊賀市自治基本条例の特色である情報の公開部分について、事務局から第21条～再協議の提案） ・情報の公開については、この条例の柱であると考えられるので、もう少し項目を増やすべきではないか。 ・情報公開に関する原則論は必要ないか。 ・原則は第3条第4条にあるので必要ないのでは。 ・情報の公開について、意思決定過程の情報共有についてはどうか。 ・原案第24条を第21条へ取り込み、意思決定過程の情報共有を条例案にしたらいい。 ・原案第21条第2項は方法論なので削除。解説欄へ移行。 ・原案第22条へ「出資法人等との情報共有」を挿入 ・原案第22条→23条へ「個人情報の保護」 ・原案第23条→第24条へ「公聴機能の強化」 ・原案第24条「会議公開の原則」は第21条第3項へ ・第25条～第29条までの順番の入れ替え修正 【次回の開催について】 第65回会議：平成21年10月7日（水）18：30～第2委員会室 * 条例・解説・意見等をはじめから整理しながら、条文の再修正をする。 ・第25条～

第6章 情報の公開等

（情報の公開・提供）

第21条 市は、市民が行政情報を知る権利を保障すると共に、その保有する情報は法令により制限される場合を除いて公開、提供しなければなりません。

2. 市は、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにしなければなりません。

3. 市は、審議会、協議会及び附属機関等の会議を原則として公開しなければなりません。

【条文の解説】

- ・市民に対して積極的に行政情報を公開、提供し、情報の共有化にあたることを規定した。
- ・行政情報の公開、提供に当たっては多様な媒体を通じて提供しなければならない。

【つくる会で出された意見等】

- ・情報共有は市民参加のまちづくりの基本原則である。
- ・開かれた自治体として、情報公開・情報共有への積極的な姿勢が欲しい。
- ・情報公開不足から、市民の不安が募る状況もある。
- ・行政が持っている市民に必要な情報が、適宜に公開されていない状況がある。
- ・市役所の中で行われる会議は全て公開して欲しい。
- ・労使交渉は市民に公開して欲しい。

（出資法人等との情報共有）

第22条 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体等の情報公開を推進するように指導しなければなりません。

【条文の解説】

- ・出資法人等の情報公開について市の役割を規定している。

【つくる会で出された意見等】

- ・市が出資している団体の会計を透明にして欲しい。
- ・市が出している補助金の使途を明確にして欲しい。

（個人情報の保護）

第２３条 市は、個人に関する情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供、管理について必要な措置を講じなければなりません。

【条文の解説】

- ・市は、複雑化する情報化社会での個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報を適正に取り扱うことで、市民の人権を護る責任を有する。

【つくる会で出された意見等】

- ・行政が持っている個人情報が十分保護され、また、その防止策が確実に取られているのか。

（公聴機能の強化）

第24条 市は、市民の市政に参画する権利と行政情報を知る権利を保障するため、行政情報の提供と市民の意見、要望など聞く場を設けるものとします。

・

【条文の解説】

- ・ 市民の声を直接首長に届ける貴重な機会を定例的に設け、的確な市政運営の糧とするよう規定している。
- ・ 行政情報の提供と市民の意見、要望など聞く場として、「市政懇談会」や「対話の日」等がある。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 市政懇談会（対話の日）等の参加者が少ないので、多くの参加者があるよう工夫する必要がある。
- ・ 首長が替わっても、このシステムを継続するようにしなければならない。
- ・ 出た意見は、できるだけ早く実行されるよう配慮することが必要であろう。